主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが本件抗告理由は、違憲 の文字を使用するが、その実質は会社更生法の解釈適用を非難するに帰著し同条所 定の場合に当らないと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用 は抗告人らの負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三二年一一月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_